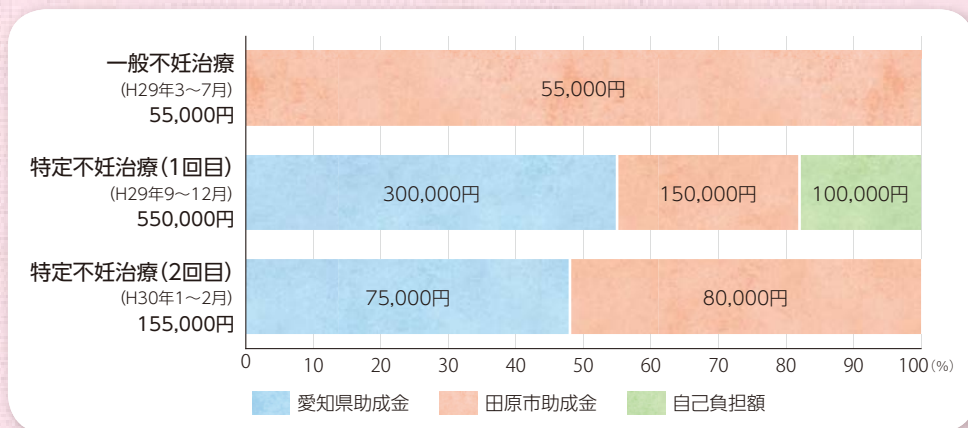


例えば

1年間にかかった費用が 76万円[※]の夫婦の場合

1年間にかかった治療費総額76万円のうち、愛知県と本市の助成制度を利用した場合、10万円が最終的な自己負担額となります。



※愛知県特定不妊治療費助成制度は、所得制限があります。また、治療回数や治療内容により助成額は異なります。

【田原市助成制度】健康課 ☎23-3515 FAX23-3810

【愛知県助成制度】豊川保健所田原保健分室(田原福祉センター内)

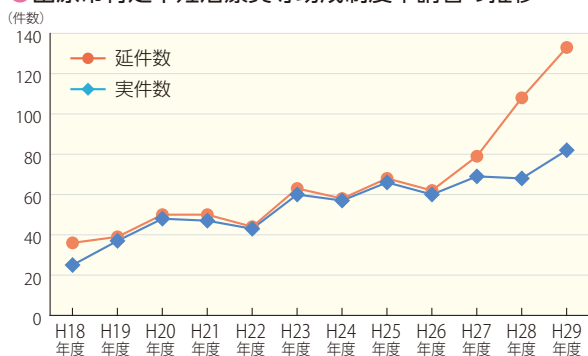
☎22-1238 FAX22-6394

不妊 治療はこのよう
に多くの負担や
苦悩があります。それでも、
子どもを育みたいと希望する

夫婦が経済的理由により断念
することなく、不妊治療が受
けられるよう、助成制度があ
ります。



●田原市特定不妊治療費等助成制度申請者の推移



本市の特定不妊治療費等助成制度の申請件数は、年々増加しており、特に複数回(1年度当たり)申請されている人が急増しています。

これは、人工授精などの一般的な不妊治療から、特定不妊治療(体外受精、顕微授精)へとステップアップしていることが大きな要因と考えられます。治療後に妊娠に至らなかった場合、悲しみの中

ゴールの見えない治療

で再度不妊治療を行うかどうか、経済的な部分も考えながら検討しなければなりません。妊娠に至らなかったことは「何も起こらなかった」とは「何も起こらなかった」訳ではなく、受精卵という形の「わが子」に出会い、そして別れているのです。不妊治療を行う夫婦は、この「わが子」との出会いと別れを繰り返して経験しながら治療を行っています。不妊治療と流産を繰り返した末に妊娠できたとしても、妊娠中は「また流産してしまうかも」という不安が付きまとい、妊娠できた喜びや赤ちゃんに出会う楽しみなど、治療を経験していない妊婦さんが感じるような幸せを妊娠中に感じることができない場合があります。

また、辛い治療をしても赤ちゃんを授かるとは限りません。その現実を受け止め、区切りをつけて前へ進むために、特別養子縁組という制度を選択する夫婦もいます。